

第24回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 11月 29日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時35分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	青 木 義 男
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長事務取扱参事	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第24回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

報告1「上板橋第二小学校敷地内の樹木倒木事故に伴う示談処理について」は、令和6年12月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

○議事

日程第一 議案第33号 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第33号「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 教育委員会事務局次長でございます。

議案第33号「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

提案理由としましては、労働者災害補償保険法が改正されたということで、本規則を改正する必要があるということでございます。

詳細は、教育委員会事務局参事の方から説明いたします。

教育総務課長 それでは、資料をご覧ください。

1枚目は改正文になりますが、2枚目の新旧対照表のところで説明させていただきます。

法律が改正されたことに伴いまして、こちらを引用している部分を反映させる形で規則改正を行うものです。

右側で、旧対照表で「公務災害」「通勤災害」「給付基礎日額」の3つで、それぞれ記述をしていたのですが、引用先の方の公務災害、左側をご覧ください、(1)のところにもありますけども、公務災害のところの部分が、法第7条第1項第1号に規定する業務災害及び、この次なののですが、同項第2号に規定する複数業務要因災害、この部分が法改正された部分になりましたので、ここを反映させる形で、この規則を改正する形で法令文との整合性を図ったという改正でございます。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、日程第一 議案第33号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第34号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第二 議案第34号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第34号です。「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」ということで、こちらも提出者は長沼豊教育長でございます。

提案理由といたしましては、昨日、幼稚園教育職員の給与に関する条例が議決されまして、本日告示されたことに伴いまして、職員の勤勉手当の支給割合が変更されました。これに伴い、関係規則を整理する必要があるとして提出したものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局参事から説明いたします。

教育総務課長 本件の改正の中身ですが、この後の議案第35号、さらに臨時代理の中で本体の条例が改正されますので、その辺りの一連の特別区人事委員会の給与改定に絡みまして、それぞれ給料等を上げていくための手続の一部としてこの規則改正を行うもので、詳しくは、臨時代理のところでお話をさせていただきますが、この規則は、いわゆる公務員のボーナス部分というものがございまして、そこを上げるために必要な改正なのですが、公務員のボーナス部分は期末手当と勤勉手当の2つで構成されております。

そのうち勤勉手当の部分につきまして、ボーナス部分を上げられるようにするための改正をするというところで、数字上は、こちらに細かく「100分の112.5」「100分の122.5」というような形で、必要箇所を改めておりますが、本件につきましては、幼稚園教育職員の勤勉手当のうち、いわゆる年間ベースで4.65月分のいわゆるボーナスが従来出ていたところを、今回の勧告で0.3月分上昇することになります。その0.3月分を支給するために必要な改定を細かくこの規則の中で行っている、その一部分ということになります。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第34号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第35号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、日程第三 議案第35号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第35号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちら、提出者は長沼豊教育長でございます。

提案理由でございますが、先の議案第34号と同様に、幼稚園職員の給与条例

が改正されたことに伴いまして、給料表を改定する必要がございます。

こちらの昇格時の、職員が昇格した際の対応する号給表の改定ということで、本件を提案するものでございます。

詳細については、教育総務課長事務局参事から説明いたします。

教育総務課長 それでは、資料をご覧ください。

これも、こちらにあります資料は、この規則にあります別表第3を丸々差し替えるということで、少しこれだけを見ますと何がなんだかよく分からないのですが、同じく人事委員会の勧告によって給料全体が上がる中で必要な手続になります。

少し公務員の給料体系が複雑なので、そこも含めて、この規則の意味を口頭で少し簡単にお話ししますが、まず、我々の職務といいますか、いわゆる参事、副参事、また、主任だということは、いわゆる級で表されています。

幼稚園で言いますと、1級から4級までございまして、1級はいわゆる通常の教諭、2級が主任教諭、3級と4級がいわゆる管理職になりますが、3級の方が副園長先生、4級のところが園長先生というところになります。

こういう形で、1から4級で統一されている中で、さらにその同じ級でも、年次ごとにだんだん昇給していくシステムで、そのときの数字をいわゆる号給ということで、1から細かく何十号級までありまして、いわゆる園長先生でいうと、4級の何十号給を給されている、そこで自分の級があります。さらに時間が経つと、その同じ4級の中でも号給が上がり、昇給していく。

このような流れがあるのですが、ここからがこの規則の本題に入りますが、この級が、いわゆる昇格といいます。例えば副園長先生が園長先生になる、その場合は3級から4級に上がるのですが、上がったときに、では、今まで3級の例えば30号給を給されていた副園長先生が園長先生になったとき、4級になったときに、果たして4級の何十号給に給与が位置づけられるのか、それを決めるのがこの規則の話なのですが、全く数字が一致する号は存在しないので、3級と4級で、ルールとして、例えば3級から4級に上がります。一番近い数字を探しに行って、直近、近似値のすぐ上に上げます。こういうことを決めたりする。

さらにもっと細かな色々な、逆に降格時もそうですし、様々なそのような、その人間のポストも何級の何号給を給するか、そのような細かいことを決めていくときに、この規則が適用されるというものになります。

そして今回、一連のその基となる給料表が一気に勧告によりまして数字が全部変わっていきますから、直近、上位の号給等がずれてしまう。

このずれを補正するために、今回、この規則を改正しなければいけないというところで、別表第3を全部丸々差し替えるということで、昇格等のときに、その人が給料を幾らもらわなきゃいけないか、それを決めるための規則が、今回、人事院勧告で給料全体が上がったことによって修正しなければいけなくなり、修正するというところでございます。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。
別表第三が丸々変わったということですね。

教育総務課長 はい。改正の仕方としてはそういうことです。

教 育 長 あと、新旧対照表を見ますと、令和6年4月1日から適用ということですので、
遡って支給されるということでしょうか。今年度についてこの表に基づいて変わる
ということですね。

教育総務課長 そうですね、はい。

教 育 長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第35号については原案のとおり可
決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総－4・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。臨時代理1「意見の聴取について」、
教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、お願いいたします。

今回、3つの条例に対して意見聴取がありました。それに原案どおり、教育委員会にお諮りすることが時間的にいとまがなかったものですから、臨時代理をして、区長原案に同意してあります。それを、今般、こちらで報告するというもので、同意済みのものがございます。

同意をいたしました条例は3つございます。2／33のところに、3つ条例がございます。

1つは、東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例。

2つ目が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

3つ目が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というものでございます。

1つ目の区長及び副区長の給与等に関する条例等の一部の改正条例につきましては、簡単に申し上げますと、一般職員と同じように、この特別職の方々についても給与を同じように引き上げる、そのための改正ということになっております。

数字等につきましては、こちらに細かくありますが、記載のとおりということで、7/33のところから新旧が始まりまして、区長、副区長はそれぞれ給料月額が新規のとおり数字が変わりますし、同じく8/33ページのところでは、議会の関係者の皆様、さらには、その下で教育委員会の皆様、教育長、教育委員会の皆様の報酬につきましても、こちらに記載のとおり金額が変更されるという中身のものです。

残り2つの条例につきましては、先ほどの規則でお話をしておりました人事委員会勧告に基づいて給与等が上がるための条例改正ということになります。

こちらにつきましては、30/33ページから概要がありますので、こちらの方で簡単にお話をいたします。

一般の職員、そして会計年度任用職員、そして幼稚園教育職員全て同じ話になりますが、まずは今年度、勧告に基づいて給与の改定がなされます。その上で、4月に遡って適用されるということが1つ。

さらには、いわゆるボーナス部分につきましては、これも意味としては遡及して6月、12月分の両方が上がるのですが、形としては、この12月期に合わせてボーナス部分については、金額が増額されて支給をされるという形です。

もう1つ、2段階になっておりまして、来年度以降につきましては、このボーナス部分の支給をならして、6月と12月に平均して昇給する。要は0.1月分ずつ、来年度以降は6月と12月で増えるということ。今年度については0.2月分合わせて12月から支給。そのようなことを細かく条例改正しますと、少し複雑になりまして、こちらに記載のとおりで、公布の日が令和6年4月1日から適用されるものから、令和7年4月1日に適用されるもので細かく分かれているというものになります。

給与系以外ですと、初任給の限度額が改正されているもの、さらには、もう1つ、手当の関係で、32/33の部分の一番下がそうなのですが、従来、配偶者等手当ということで、配偶者、また、その他、いわゆる家族に対して手当があったのですが、今回の勧告で、いわゆる配偶者等の部分に関する手当というものは廃止になるということになりました。

これは大きな変化になりますが、これを段階を追ってやるということで、現状は月6,000円だったのですが、9年度に向けて廃止していくということで、7年度は6,000円が4,000円、8年度は2,000円、そして9年度に廃止になる。

それとは逆に、子に対する手当については増額していくということで、これも現行9,000円なのですが、これが1万500円に上ります。それが9年度に向けて段階的に上がっていくということで、今年度9,000円が7年度は9,

500円、令和8年度は1万円、そして、令和9年度以降は1万500円に上がるということで、配偶者手当は廃止した上で、子に対する手当を増額している。こういう大きな改正が、今回、段階を追ってではありますが、含まれるというものになります。

これらの条例につきまして、臨時代理により区長原案どおりとしてあるものでございます。

以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらご発言ください。よろしいですか。
ちなみに、この区長原案は昨日の区議会本会議で承認、可決されましたので併せて報告をするということでよろしかったですか。

教育総務課長 はい。

教 育 長 それでは、よろしいですか。これにつきましては。

(なし)

○報告事項

2. 第12回いたばし自由研究作品展表彰者の決定について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、引き続き、報告事項を聴取します。報告2「第12回いたばし自由研究作品展表彰者の決定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料の方は「生－1」をご覧ください。

第12回いたばし自由研究作品展表彰者の決定についてでございます。

記書きのところの1でございます。事業名、第12回いたばし自由研究作品展。

2、募集期間につきましては、令和6年9月18日の水曜日から9月29日の日曜日まででございました。

3、応募作品数でございますが、総数といたしまして161作品でございまして、内訳といたしまして、小学生が152作品、中学生が9作品でございました。

4、一次審査の方を教育科学館職員によりまして審査を行いまして、二次審査進出作品を19作品選んだところでございます。

5でございます。二次審査につきましては、令和6年11月6日の水曜日に審査委員による審査の方を行ってございます。

審査員につきましては、記載のとおりでございます。

6、審査の結果につきましては、次ページをご覧いただきたいと存じます。
受賞者一覧がございます。

前のページに戻っていただきまして、7、表彰式でございます。

令和6年12月8日、日曜日、16時から教育科学館プラネタリウムの場所で行う予定でございます。

※にございますが、その日につきましては、表彰式だけではなく、「自由研究祭り」といった形で、受賞者の発表会やワークショップを当日行う予定でございます。

8、作品展示でございます。二次審査進出作品につきまして、令和6年10月29日から12月8日まで、こちらの方は教育科学館の1階ホールで、令和7年1月14日（火）から1月17日（金）まで、区役所本庁舎1階のイベントスペースで行う予定でございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 それでは、質疑、意見がございましたらご発言ください。

私も初めて審査員として関わったのですが、非常に力作ぞろいで、特に上位に選ばれているものは、選ぶのが悩ましかったです。最優秀賞のものは、普通のレポートと違って、発表形式、アウトプットが模造紙に本物をくっつけて発表するという、アウトプットの評価も高かったです。

見ていただくと、大体、教科で言うと理科に近いのが多いのですが、中に社会的な要素が入っていて、例えば表の6番、「わが家の10万円旅行」というのは、10万円で、家族でどこに行けば目的を達成できるかという課題を、親と一緒に考えて、自分で調べて、色々比較をして、実際に行ってくるという、少し斬新なアイデアでした。

自分のこだわっている課題に取り組むという自由研究のよさが出ていた作品ばかりでした。

何回も、毎年のように応募しているお子さんもいて、とても励みになっていると思います。

何かご質問はございますか。

小 林 委 員 小学生の作品がたくさんあって、中学生は少ないのは、これは毎年のことで、やはり夏休みの宿題ということでこのような形なののでしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。昨年度につきましては、全部で127点の応募がございまして、そのうち122点が小学生、中学生が5点という形になってございまして、毎年、中学生につきましては少ない傾向がございまして、

全体校長会等でもお願いをしているところでございますが、なかなか部活等もございまして、中学生は忙しいのかなというふうに思っているところございます。

小 林 委 員 ありがとうございます。昨年度よりも増えている形で分かりました。

教 育 長 夏休みの課題ということでは、小学校の場合は自由研究を課すところが多いので、応募数が多くなります。中学校も探究型の学習をやりますので、理科とか社

会の先生方が課していただくとよいですし、総合的な学習の時間はまさに探究型ですので、中学校の先生方が、これに応募させてみようと考えていただけるとい
いので、ぜひ校長会等でもPRしてください。

生涯学習課長 かしこまりました。今現在、中学生につきましては、部活動の地域移行の関係
で、サイエンスの関係で、科学館の方で受け持ちをさせていただいておりまして、
金曜日と水曜日に行っているところでございます。

金曜日につきましては、科学館の方に来ていただいて、水曜日の方が学校の方
に出向いてということで、志村第四中学校の方に出向いて行わせていただいております、
そのようなところで、今現在、科学館と中学生もコラボさせていただ
いておりますので、今後、作品の方は増えていくのではないかとというふうに認識
しているところでございます。

青 木 委 員 ぜひ中学校の方も。まさに教育長がおっしゃった探求学習が増えてきていると
ころですし、私自身も幾つか、サポートしているところもあるので。

今、やっぱり増えてきているのはプログラミング教育系かなと思いますので、
今、ご紹介いただいた教育科学館はロボットなんかがあるわけですね。ああいう
ものを広げていただくという形で、もっと参加者が増えるのかなと思いますので、
よろしくお願いしたいと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告1については非公開として聴取
いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 上板橋第二小学校敷地内の樹木倒木事故に伴う示談処理について

(新1・新しい学校づくり課)

教 育 長 報告事項を聴取します。報告1「上板橋第二小学校敷地内の樹木倒木事故に伴

う示談処理について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 新しい学校づくり課長です。

「新－１」の資料をご覧ください。「上板橋第二小学校敷地内の樹木倒木事故に伴う示談処理について」でございます。

こちらは、８月の閉会中の委員会で議会に報告させていただいた倒木に伴う停電の事故について、その被害状況が一部確定して、損害賠償、示談処理が確定したというところで、ご報告させていただく内容になります。

まず、１番、事故の概要。

振り返りになりますが、ご説明させていただきます。

令和６年６月２９日、深夜１１時に、上二小の敷地内の樹木が１本、根腐れにより道路側に倒れ、電線にもたれかかる形となった。その後、復旧作業のために、早朝４時から９時まで停電が発生してしまった。１４０件の方に停電が発生してしまったということになります。

そのうち、３件の方について具体的な被害、損傷があったというところで、示談をさせていただき、損害賠償をさせていただいたというものになります。

２番のところです。示談の相手方。

３件のうち２件が電気引込線の取付金具が損傷したというものになります。

電柱、電線から個人宅に電線を引込み、それを自宅に取り付けている金具、こちらが倒木の衝撃によって、外れてしまったというところが２件あったというところになります。

もう１件については、冷凍庫の食品が損傷してしまったというものです。停電時間中に食べ物が解けてしまって食べられなくなってしまったという方が１名いらっしゃったということになります。

３番、示談の金額になりますが、トータルで８４，２００円というところになります。

少し飛ばしまして、７番です。

こちらは、今回、３件の方については損害賠償が確定して、専決処分という形で対応させていただきました。

その他、東電の電柱、電線に損傷が生じているというところもありまして、こちらは、東京電力パワーグリッド、こちらと調整中、被害額を確定しているというところになりますので、こちらについては、別途、損害賠償の手続を進めていきますので、また別の機会にご報告をさせていただければと思っております。

説明は以上となります。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらご発言ください。

青 木 委 員 ありがとうございます。これ、こういうものの樹木の点検というのは、私のところでも年に一回とか、必ずやっているのですが、こちらの小学校ではどういう点検をしていたのでしょうか。そういう根腐れが事前に見つけられなかったのか、

少し教えてください。

新しい学校づくり課長

区立全学校において、毎年、剪定の作業は行っております。そのときには、造園事業者、一定の専門知識がある事業者と、うちの土木部の職員と一緒に回って、一応、点検をしつつ剪定を行っているということはこれまでもやっていたところになります。

ただ、今回の件については、青々と葉っぱが茂っていて、幹もしっかりしていて、一見、見た目は健全な外観でした。なので、少し外観の診断をしてもなかなか予見は難しかったのかなと考えます。実際に倒れてみて、根を見ると、全然根が張っていないというのが初めて分かったというところになりますので、少し今回については、今までのスキームだけだと見つけるのは難しかったのかなと思っています。

ただ、今回の事故を受けて、専門家の樹木専門医の診断を入れるということにしまして、樹木専門医、まずは外観診断を行って、それでも今回は見つからなかったかもしれないのですが、空洞率がどのくらいあるのか、すかさずかなのかとか、そういうものを機器を使って、今後、点検をしていくという流れは今回を機に作りしましたので、今後はその樹木専門医の診断によって、危険性があるものについては、早急に伐採を行っていくという流れになります。今回のケースも、その樹木専門医の診断をすれば、今後は防ぐことができるのではないかと考えております。

青木委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、私のところの中高も、樹木医の方に見ていただいて、青々していたのですが、桜がやっぱり枯れて、要するに根腐れしているというので、夏に伐採したところだったので。やっぱり専門の方に見ていただく必要があるのかなと思ったので、少し質問しました。ありがとうございました。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

今回の件を受けて、再発防止策を考えて進めていく、全校で点検をやっていくということでよろしいですか。

新しい学校づくり課長

はい。契約であつたり、事業者との調整、あと庁内の調整というのに時間がかかってしまったのですが、今現在、事業者と契約も結べて、診断がもう既にスタートしているというところになります。

年度内に点検自体は全て終わることができ、さらに危ないものについては、伐採も並行しながら進めていければというふうに考えております。

教 育 長

よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 1 0 時 3 5 分 閉会